

枚方市社会教育委員会議運営要項

（目的）

第 1 条 この要項は、枚方市社会教育委員設置条例（昭和 26 年枚方市条例第 194 号）第 4 条に基づき、枚方市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（議長及び副議長）

第 2 条 会議のため、委員の互選により議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長は、必要に応じて教育長と連絡協議の上会議を招集し、その運営に当たる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

（議長及び副議長の任期）

第 3 条 議長及び副議長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

（仮議長）

第 4 条 議長及び副議長ともに事故があるとき又は欠けたときは、仮議長を出席委員から選び、仮議長が会議の運営に当たる。

（会議）

第 5 条 会議は、委員の過半数の出席を得て開くものとする。

2 会議の運営は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の趣旨に従って行うものとする。

（委員以外の者の出席）

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求めることができる。

（会議の庶務）

第 7 条 会議の庶務は、総合教育部教育政策課が担当する。

（その他）

第 8 条 この要項に定めるもののほか、必要な諸事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 9 月 9 日から施行する。